

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成29年11月9日(2017.11.9)

【公開番号】特開2017-10759(P2017-10759A)

【公開日】平成29年1月12日(2017.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2017-002

【出願番号】特願2015-124767(P2015-124767)

【国際特許分類】

H 01 R 31/08 (2006.01)

H 01 R 13/42 (2006.01)

【F I】

H 01 R 31/08 Q

H 01 R 13/42 Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月26日(2017.9.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

前記端子収容室41は、前記複数の電線側端子20がそれぞれ当該電線側端子20の軸方向に沿って挿入されるのを受け入れる形状を有する。具体的に、前記複数の端子収容室41は、縦横に並ぶように、すなわち上下複数段にわたって前記各短絡部材30の基部32が延びる方向である前記コネクタ左右方向に並ぶように、形成され、各端子収容室41は前記軸方向の一方の側(図1及び図2では右側)に開口する端子挿入口41aを有する。前記各電線側端子20は、前記電気接触部24を先頭にして前記端子挿入口41aから対応する前記端子収容室41内に挿入されることが可能である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

前記複数のランス42は、それぞれ、前記各端子収容室41に挿入される電線側端子20を係止(一次係止)する端子係止部を構成する。当該ランス42は、いわゆる片持ち梁状をなす。具体的に、当該ランス42は、図1及び図4に示されるように、前記端子収容室41を画定する壁の一部とつながる基部42aと、その反対側の端部である先端部42bと、を有し、先端部42bが前記電線側端子20の軸方向と直交する方向(図1では下方向)に撓み変位するように、ランス42が弾性変形することが可能である。当該ランス42は、前記先端部42bが前記電線側端子20から退避する向き(図1では上向き)に撓み変位することにより、前記端子収容室41内に前記電線側端子20が挿入されるのを許容する一方、前記電線側端子20が当該端子収容室41内に完全に挿入された状態で一部弾性復帰することにより、当該電線側端子20を前記端子収容室41内に係止(一次係止)する。具体的には、当該ランス42の前記先端部42bがその挿入された電線側端子20の適当な部位(図1及び図4の例では電気接触部24の中間部位)と係合して当該電線側端子20の離脱を阻止する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

前記複数の第1拘束用突出部52bは、前記最下段の短絡部材30のうち互いに隣接する第1短絡側端子部34同士の間でかつ基部32のすぐ際の位置において前記挟持面52aよりも上向きに突出し、これにより、当該最下段の短絡部材30の下側挟持部52に対する前記第1突出方向への相対変位を規制するように前記基部32を拘束するとともに、当該最下段の短絡部材30の下側挟持部52に対するコネクタ左右方向への相対変位を規制するように前記両第1短絡側端子部34を拘束する。同様に、前記複数の第2拘束用突出部52cは、前記最下段の短絡部材30のうち互いに隣接する第2短絡側端子部36同士の間でかつ基部32のすぐ際の位置において前記挟持面52aよりも上向きに突出し、これにより、当該最下段の短絡部材30の下側挟持部52に対する前記第2突出方向への相対変位を規制するように前記基部32を拘束するとともに、当該最下段の短絡部材30の下側挟持部52に対するコネクタ左右方向への相対変位を規制するように前記両第2短絡側端子部36を拘束する。換言すれば、前記複数の第1及び第2拘束用突出部52b, 52cは、前記最下段の短絡部材30の基部32及び各第1及び第2短絡側端子部34, 36の根元部分が嵌まり込むことが可能な凹部であって前記挟持面52aを底面とする凹部52dを囲むように配置されている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0043

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0043】

前記複数の第1拘束用突出部54bは、前記中段の短絡部材30のうち互いに隣接する第1短絡側端子部34同士の間でかつ基部32のすぐ際の位置において前記上側挟持面54aよりも上向きに突出し、これにより、当該中段の短絡部材30の第1中間挟持部54に対する前記第1突出方向への相対変位を規制するように前記基部32を拘束するとともに、当該中段の短絡部材30の第1中間挟持部54に対するコネクタ左右方向への相対変位を規制するように前記両第1短絡側端子部34を拘束する。同様に、前記複数の第2拘束用突出部54cは、前記中段の短絡部材30のうち互いに隣接する第2短絡側端子部36同士の間でかつ基部32のすぐ際の位置において前記上側挟持面54aよりも上向きに突出し、これにより、当該中段の短絡部材30の第1中間挟持部54に対する前記第2突出方向への相対変位を規制するように前記基部32を拘束するとともに、当該中段の短絡部材30の第1中間挟持部54に対するコネクタ左右方向への相対変位を規制するように前記両第2短絡側端子部36を拘束する。換言すれば、前記複数の第1及び第2拘束用突出部54b, 54cは、前記最下段の短絡部材30の基部32及び各第1及び第2短絡側端子部34, 36の根元部分が嵌まり込むことが可能な凹部であって前記上側挟持面54aを底面とする凹部54dを囲むように配置されている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0052

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0052】

前記複数の第1拘束用突出部56bは、前記最上段の短絡部材30のうち互いに隣接する第1短絡側端子部34同士の間でかつ基部32のすぐ際の位置において前記上側挟持面56aよりも上向きに突出し、これにより、当該最上段の短絡部材30の第2中間挟持部

5 6 に対する前記第 1 突出方向への相対変位を規制するように前記基部 3 2 を拘束とともに、当該最上段の短絡部材 3 0 の第 2 中間挟持部 5 6 に対するコネクタ左右方向への相対変位を規制するように前記両第 1 短絡側端子部 3 4 を拘束する。同様に、前記複数の第 2 拘束用突出部 5 6 c は、前記最上段の短絡部材 3 0 のうち互いに隣接する第 2 短絡側端子部 3 6 同士の間でかつ基部 3 2 のすぐ際の位置において前記上側挟持面 5 6 a よりも上向きに突出し、これにより、当該最上段の短絡部材 3 0 の第 2 中間挟持部 5 6 に対する前記第 2 突出方向への相対変位を規制するように前記基部 3 2 を拘束するとともに、当該最上段の短絡部材 3 0 の第 2 中間挟持部 5 6 に対するコネクタ左右方向への相対変位を規制するように前記両第 2 短絡側端子部 3 6 を拘束する。換言すれば、前記複数の第 1 及び第 2 拘束用突出部 5 6 b , 5 6 c は、前記最上段の短絡部材 3 0 の基部 3 2 及び各第 1 及び第 2 短絡側端子部 3 4 , 3 6 の根元部分が嵌まり込むことが可能な凹部であって前記上側挟持面 5 6 a を底面とする凹部 5 6 d を囲むように配置されている。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 9】

前記一対の被係止用突起 5 8 c は、前記一対の被係止用突起 5 4 k と同様、短絡部材保持部 5 0 全体が前記外側部 4 0 内に係止されることを可能にするための突起である。当該一対の被係止用突起 5 8 c は、本体部 5 8 b の上面に形成されてそれぞれ上向きに突出する。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 1】

前記一対の位置決め用突起 5 8 g は、前記第 2 中間挟持部 5 6 における一対の位置決め用孔 5 6 e にそれぞれ対応する位置において、前記挟持面 5 8 f よりも下向きに突出する。当該一対の位置決め用突起 5 8 g は、前記第 2 中間挟持部 5 6 上への前記上側挟持部 5 8 の積層の際に前記一対の位置決め用孔 5 6 e にそれぞれ嵌まり込むことにより、当該第 2 中間挟持部 5 6 と当該上側挟持部 5 8 との相対位置を固定する。